

## 報告第1号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月4日提出

愛西市長　日　永　貴　章

### \* 市長の専決処分事項の指定について

- 1 その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に關すること。
- 2 1件60万円以下の法律上の義務に屬する損害賠償の額を定めること。

## 別紙

番号	事 故					損害賠償の額	
	専決処分 年月日	場 所	概 要	相手方の 住所氏名	所属 (氏名等)		
	発生年月日						
1	令和 7. 11. 28	[REDACTED]	東保児童遊園で利用者がポール遊戯をしていた際、防球ネットが破損していたため隣接する相手方物件にボールが当たり、当該物件を破損させたもの	[REDACTED]	都市計画課 (所管)	21, 791 円	
	令和 7. 10. 25						